の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分に残留するフルアジホップブチルの量の限度、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、鶏の肝臓、鶏の腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの卵に残留するフルメトリンの量の限度並びにえんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するメパニピリムの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることとし、シメトリダゾール、メトロニダゾール、ロニダゾール、カプタホール及びクロラムフェニコールに係る試験法については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十九年二月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一のAの5中「⑰まで」を「⑱まで」に改め、同5の⑴の表中19を20とし、2から18までを一ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2　イプロニダゾール

第一のAの5の⑰中「⑯まで」を「⑰まで」に改め、同⑰を同⑱とし、同⑯を同⑰とし、同⑫から同⑮までを一ずつ繰り下げ、同⑪を削り、同⑩を同⑫とし、同⑨を同⑪とし、同⑧を同⑩とし、同⑩の前に次を加える。

⑼　クロラムフェニコール試験法

クロラムフェニコール及びクロラムフェニコールグルクロン酸抱合体を分析対象とする。

1．装置

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計を用いる。

2．試薬・試液

次に示すもの以外は、第２　添加物の部Ｃ　試薬・試液等の項に示すものを用いる。

アセトニトリル　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害となる物質を含まないものを用いる。

酢酸エチル　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害となる物質を含まないものを用いる。

ジビニルベンゼン－Ｎ－ビニルピロリドン共重合体ミニカラム（500mg）　内径12～13mmのポリエチレン製のカラム管に、ジビニルベンゼン－Ｎ－ビニルピロリドン共重合体500mgを充塡したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

メタノール　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害となる物質を含まないものを用いる。

水　蒸留水、精製水、純水等の化学分析に適したものを用いる。当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含む場合には、ｎ－ヘキサン等の溶媒で洗浄したものを用いる。

β－グルクロニダーゼ（タイプＩＸ－Ａ）　*Escherichia coli*由来のβ－グルクロニダーゼタイプＩＸ－Ａを用いる。本品の１単位は、フェノールフタレインβ－Ｄ－グルクロニドを基質として、pH6.8、37℃において１時間に1.0μgのフェノールフタレインを生成する酵素量とする。

β－グルクロニダーゼ溶液　β－グルクロニダーゼ（タイプＩＸ－Ａ）を0.1mol／１リン酸緩衝液（pH6.8）に溶かして、1,500単位／mlとなるように調製する。用時調製する。

0.1mol／１リン酸緩衝液（pH6.8）

第１液：リン酸二水素カリウム1.36ｇを量り、水を加えて溶かして正確に100mlとする。

第２液：リン酸水素二ナトリウム1.42ｇを量り、水を加えて溶かして正確に100mlとする。

第１液に第２液を加えて混和し、pHを6.8に調整する。

3．標準品

クロラムフェニコール標準品　本品はクロラムフェニコール98％以上を含む。

4．試験溶液の調製

a　抽出法

筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び魚介類等の場合は、検体を細切均一化した後、その10.0ｇを量り採る。

乳、卵、はちみつ及びローヤルゼリー（乾燥したものを除く。）の場合は、検体をよく混合して均一化した後、その10.0ｇを量り採る。

ローヤルゼリー（乾燥したものに限る。）の場合は、検体をよく混合して均一化した後、その5.00ｇを量り採り、水10mlを加えて30分間放置する。

これにメタノール50mlを加え、細切均一化した後、毎分3,000回転で５分間遠心分離し、上澄液を採る。残留物にメタノール30mlを加えて細切均一化し、上記と同様に遠心分離し、上澄液を採る。得られた上澄液を合わせ、メタノールで正確に100mlとする。この溶液から正確に４mlを採り、40℃以下で溶媒を除去する。この残留物に0.1mol／１リン酸緩衝液（pH6.8）９mlを加えて、超音波処理を行い、よく混合する。

b　加水分解

a　抽出法で得られた溶液にβ－グルクロニダーゼ溶液１mlを加え、37℃で60分間加温する。加水分解後の溶液に酢酸エチル10mlを加えて振とう抽出する。抽出液を毎分3,000回転で５分間遠心分離し、酢酸エチル層を採る。水層に酢酸エチル10mlを加えて振とう抽出した後、上記と同様に遠心分離する。得られた酢酸エチル層を合わせ、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物に水及びメタノールの混液（１：１）５mlを加え、超音波処理を行い、よく混合する。

c　精製法

ジビニルベンゼン－Ｎ－ビニルピロリドン共重合体ミニカラム（500mg）にメタノール５ml並びに水及びメタノールの混液（１：１）５mlを順次注入し、各流出液は捨てる。このカラムにb　加水分解で得られた溶液５mlを注入した後、水及びメタノールの混液（１：１）５mlを注入し、流出液は捨てる。この溶液に水及びメタノールの混液（１：４）10mlを注入し、溶出液を40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物をアセトニトリル及び水の混液（３：７）に溶かして正確に２ml（ローヤルゼリー（乾燥したものに限る。）にあっては正確に１ml）としたものを試験溶液とする。

5．操作法

a　検量線の作成

クロラムフェニコール標準品のアセトニトリル及び水の混液（３：７）の溶液を数点調製し、それぞれ液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、ピーク高法又はピーク面積法で検量線を作成する。なお、本法に従って試験溶液を調製した場合、試料中0.0005mg／kgに相当する試験溶液の濃度は、0.0001mg／１である。

b　定量試験

試験溶液を液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、a　検量線の作成によりクロラムフェニコールの定量を行う。